

子供・若者育成支援推進大綱  
点検・評価シート

- 項目：2．困難を有する子供・若者やその家族の支援  
(3) 子供・若者の被害防止・保護  
子供・若者の福祉を害する犯罪対策

府省名：総務省

(1) 大綱策定(平成28年2月)から現在までの主な取組

児童ポルノサイトのブロッキングは、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、インターネットサービスプロバイダ(ISP)等による自主的な導入・運用を支援している。具体的には、平成23年3月に設立され、同年4月から一部のISPに対し、児童ポルノ掲載アドレスリストの提供を行っている一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援している。

(2) 取組の進捗に係る自己評価

児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月から一部のISPがブロッキングを自主的に導入している。同協会設立当初は18社・団体が加盟していたが、令和元年9月17日時点では、ISP(74社)、通信系団体(4団体)、検索エンジンサービス事業者(3社)、フィルタリング事業者(2社)が同団体に加盟している。

(3) 現在の課題と今後の方向性

総務省としては、引き続き、同団体から児童ポルノ掲載アドレスリストが提供され、児童ポルノサイトのブロッキングが講じられるよう、当該取組を支援していく。

子供・若者育成支援推進大綱  
点検・評価シート

- 項目：2．困難を有する子供・若者やその家族の支援  
(3) 子供・若者の被害防止・保護  
子供・若者の福祉を害する犯罪対策

府省名：法務省

(1) 大綱策定（平成28年2月）から現在までの主な取組

- ア 児童ポルノ関連事犯に対しては，国外犯規定を含め，児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて，厳正な科刑の実現に努める。
- イ 検察官に対して，その経験年数等に応じた各種研修において，児童ポルノに係る関係法令等に関する講義を実施するなどして，児童ポルノ事犯に関する知識の取得に努める。

(2) 取組の進捗に係る自己評価

- ア 児童ポルノ所持，提供等の起訴人員

	起訴人員
平成29年	1219人
平成30年	1855人

- イ 平成28年度以降，児童ポルノに係る関係法令等に関する講義を行った検察官の研修の回数及び参加者数は次のとおり。

平成29年度（3回，136人）

第145回検事一般研修 38名

第146回検事一般研修 31名

平成29年度新任検事研修 67名

平成30年度（3回，142人）

第147回検事一般研修 34名

第148回検事一般研修 39名

平成30年度新任検事研修 69名

(3) 現在の課題と今後の方向性

- ア 引き続き，厳正な科刑の実現に努めてまいりたい。
- イ 引き続き，児童ポルノ事犯に関する知識の取得に努めてまいりたい。

子供・若者育成支援推進大綱  
点検・評価シート

項目：2．困難を有する子供・若者やその家族の支援  
(3) 子供・若者の被害防止・保護  
子供・若者の福祉を害する犯罪対策

府省名：文部科学省

(1) 大綱策定(平成28年2月)から現在までの主な取組

**【子供・若者の福祉を害する犯罪対策】**

「第2次学校安全の推進に関する計画」(平成29年3月閣議決定)に基づき、学校における安全管理を推進している。

「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として、地域と学校の連携・協働を通じて、元警察官などからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回や学校安全ボランティアに対する警備のポイントの指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子供の見守り活動に対する支援を行っている。

学校における防犯教室等の講師となる教職員等を対象とした都道府県教育委員会が実施する講習会を支援している。

**【犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応】**

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、被害を受けた子供の心のケアを支援する活動を推進している。

子供の心のケアに対する対応の充実を図るため、教職員などを対象とした研修会、教職員向けの指導参考資料の作成などを行っている。

○児童生徒がインターネットの情報を正しく安全に利用できるよう、教師用指導資料や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等を行っている。

(2) 取組の進捗に係る自己評価

**【子供・若者の福祉を害する犯罪対策】**

スクールガード・リーダー育成講習会の開催を増加させ、見守り活動の質の向上を図り、安全管理体制の整備を推進している。

- ・スクールガード・リーダー育成講習会 46回(H27) 58回(H31(計画時点))
- ・子ども(13歳未満)の被害件数(警察白書) 20,168件(H27) 15,721件(H29)

**【犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応】**

スクールカウンセラーの配置校数、スクールソーシャルワーカーの配置人数は、増加しており、教育相談体制の整備を推進している。

- ・スクールカウンセラー配置校数(予算積算) 24,000校(H27) 27,500校(R1)
- ・スクールソーシャルワーカー配置人数(予算積算) 2,247人(H27) 10,047人(R1)

### ( 3 ) 現在の課題と今後の方向性

#### **【子供・若者の福祉を害する犯罪対策】**

引き続き、「第2次学校安全の推進に関する計画」(平成29年3月閣議決定)に基づき、学校における安全管理を推進する。

#### **【犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応】**

被害を受けた児童生徒のケア等に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充等により、引き続き学校における相談体制の充実を図る。

# 第2次学校安全の推進に関する計画について(=今後の学校安全に関する方向性)

## これまでの取組と課題

東日本大震災の教訓を踏まえて、実践的な安全教育、防災マニュアルの整備や安全点検・見守り活動等が推進されてきた。学校管理下で発生する事故、犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難いため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。学校安全の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。



## 第2次学校安全の推進に関する計画(計画期間:平成29年4月~平成34年3月)(平成29年3月24日閣議決定)

### 目指すべき姿

全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。

学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

上記を実現するために、12の施策目標を設定し、国・学校設置者・学校等が今後5年間で推進すべき具体的な取組を記載

### 5つの推進方策と12の施策目標

#### 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 全ての学校において、
  - 管理職のリーダーシップの下、中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築[1]
  - 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定[2]、取組の評価・検証を踏まえた改善[3]
  - 全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要な研修等を受講[4]

#### 2. 安全に関する教育の充実方策

- 全ての学校において、
  - 学校教育活動全体を通じた安全教育を実施[5]
  - 取組を評価・検証し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)を改善[6]

#### 3. 学校の施設及び設備の整備充実

- 全ての学校において、
  - 耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的な対応が必要な老朽化対策等を実施[7]
  - 地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実[8]

#### 4. 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

- 全ての学校において、
  - 定期的に学校施設・設備の安全点検を実施するとともに三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境を改善[9]
  - 学校管理下における事故等には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を実施[10]

#### 5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 全ての学校において、
  - 保護者・地域住民との連携体制を構築[11]
  - 外部専門家や関係機関との連携体制を構築[12]



学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故・事件の発生も踏まえ、スクールガード・リーダー増員による見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

実施主体:都道府県及び市町村

補助率:国庫補助率1/3、都道府県、市町村各1/3、市町村直接実施の場合2/3負担

## スクールガード・リーダー増員による見守りの強化

スクールガード・リーダー(SGL)の空白地帯の解消に向け、現行の1,700人体制から4,000人体制へ増員

スクールガード・リーダーの資質を備えた人材(警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等)に対する育成講習会の実施  
(年間1地域10回開催)

## スクールガード・リーダーに対する活動支援

スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的巡回するための旅費等の補助

装備品の充実(防刃ベスト等)

学校等の巡回活動等を円滑にするため、スクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援(全市町村)

## スクールガード(ボランティア)の養成・資質向上

通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等を身に付けさせるための養成講習会を実施  
(年間1地域10回開催)

最新の安全に関する情報、不審者情報の共有

## スクールガードに対する活動支援

通学路や学校で子供の見守り活動の強化を図るため、「登下校防犯プラン」等に基づく防犯活動への支援(全市町村)

[活動例]

・防犯訓練の実施・通学安全マップの作成・登下校時のパトロール・地域の連携の場構築



児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、**児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組**の推進が必要  
**地域間・学校間・教職員間の差を解消**し、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保が必要

## 都道府県等における教職員等への研修の実施

### 安全教育の指導者の養成

実施主体：都道府県、政令指定都市

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

#### 防犯教室講習会

登下校時の危険と対処方法に関する指導  
登下校の安全確保のポイント  
不審者侵入時の対応など、学校における防犯対策等



#### 防災教室講習会

災害時の危険予測・回避能力等を育むための指導  
自然災害発生時の適切な判断と避難  
学校や地域の実情に応じた防災マニュアルの作成等



#### 交通安全教室講習会

被害者・加害者にならないための交通安全教育  
交通安全教室での効果的な指導方法  
自転車・二輪車等通学手段に応じた指導方法等



## 教職員等の安全対応能力の向上

事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会を実施

#### 事故対応に関する講習会

事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること  
第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること等



#### 心肺蘇生法実技講習会

蘇生法訓練用人体模型（シミュレーター）を用いた実技講習等

## 小学生低学年向けリーフレットの作成・配布

防犯、防災、交通安全に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を作成し、全国の新1年生全員に配布

教職員等の  
安全教育に  
おける**指導  
力の向上**

教職員等の  
**安全対応  
能力の向上**

児童生徒等が  
**安全に関する  
資質・能力**  
を身に付ける

児童生徒等の  
障害や重度の  
負傷を伴う  
**事故の減少**

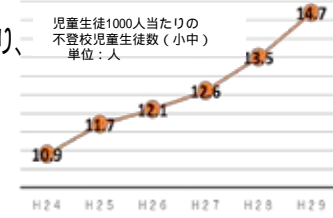
児童生徒等の  
**死亡事故の  
発生件数  
の減少**



<リーフレット「たいせつないのちとあんぜん」>

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度要求・要望額7,013百万円  
(前年度予算額 6,460百万円)



- 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

## スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)

### 補助制度

- 補助率：1 / 3
- 補助対象：都道府県・政令市



### 求められる能力・資格

- 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）  
児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

### 予算措置済み

- 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

### 新規・拡充事項

#### いじめ不登校

- 〇 **いじめ・不登校対策**のための重点配置：500校  
不登校特例校や夜間中学への配置を含む  
教育支援センター対応分については措置済み（250箇所）

#### 虐待貧困

- 〇 **虐待対策**のための重点配置：1,000校  
貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

#### 質の向上

- 〇 **スーパーバイザー**の配置：67人

## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- 補助率：1 / 3
- 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）  
児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）

- 〇 **いじめ・不登校対策**のための重点配置：500校  
不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 〇 **教育支援センター**の機能強化：250箇所

- 〇 **虐待対策**のための重点配置：1,000校  
貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

- 〇 **スーパーバイザー**の配置：67人（47人）